

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた施設利用に関するチェックリスト
(令和3年3月～利用分)

使用日時	令和 年 月 日 () : ~ :
事業名	
使用責任者	
連絡先	

施設の利用に際しては、裏面のチェック項目をご確認いただき、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いいたします。利用当日に受付窓口に提出してください。

なお、収容定員の50%を超えて利用することができるのは、下表に例示する、「大声での歓声、声援などが想定されないイベント」に限ります。

また、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、国・県の動向を踏まえ、標記の期間内でも人数上限の見直しを行う場合があります。

大声での歓声、声援などが想定されないイベント	音楽	クラシック音楽、歌劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサートなど
	演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンスなど
	舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊など
	伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞など
	芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術など
	公演・式典・会議	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、各種会議、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式など
	展示会	各種展示会、商談会、各種ショーなど
大声での歓声、声援などが想定されるイベント	音楽	ロックコンサート、ポップコンサートなど
	公演	キャラクターショー、親子会公演など

※上記は例示であり、上表で「大声での歓声、声援などが想定されない」と区分されるイベントであっても、実際に大声での歓声、声援などが見込まれる場合には、従前どおり収容定員の50%を利用上限とします。

【裏面へ】

【収容定員の50%を超えて利用する場合について】

- 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができる体制であること。
- マスク着用状況を確認し、着用していない者があれば個別に注意できる体制であること。また、マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布若しくは販売すること。
- イベント参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合、開催要件や感染防止対策等について兵庫県対策本部事務局(078-362-9988)と事前相談済であること。

【すべての利用について】

- 客への咳エチケット、マスク着用等感染予防対策を周知すること。
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること。
- 手洗い又は手指の消毒を周知すること。
- ホール、会議室等会場出入口への消毒液の設置すること（消毒液は原則、主催者側で準備すること）。
- 会議室、楽屋、控室等の適切な換気を実施すること。
- 混雑時の入場制限、時間差入退場等により、入退出時や集合場所等において、人と人との十分な間隔を確保すること（2mを目安とし、1m以上）。
- 予め定められたエリア以外での飲食を行わないこと。また、イベント前後や休憩時間中の食事等による感染防止を徹底すること。
- 入場時に検温を行い、発熱、咳などの症状のある人の入場制限を実施すること。またその際の払い戻し等取り扱いを明確にすること。
- 接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の活用又は利用者名簿の作成により、公演関係者及び来場者情報を把握すること。
 - ※ 接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用者については、主催者において登録画面を確認すること。
 - ※ 来場者の氏名等は個人情報となるため、利用者名簿の取扱には十分注意し、使用責任者の方が適切に保管すること（最低1ヶ月程度）。
- 大声での歓声、声援などが想定されるイベントの実施に際しては、十分な座席等の間隔を確保すること（1席若しくは1m。5人以内の同一グループの場合を除く）。
- 演者が発声する場合、舞台から観客の間隔を2m確保すること。
- 滞在時間が短くなるよう公演時間の前後の滞留をなくすこと。
- 交通機関の分散利用、打ち上げ等の感染リスクのある行動の回避など、イベント前後の感染防止に努めること。
- 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関への連絡及び協力を行うこと。